

婚姻届(日本人同士が日本方式で婚姻する場合)

- ・届出できる場所・・・夫または妻の本籍地・所在地(結婚式の挙行地含む)
- ・必要なもの・・・届書を持参する人のご本人の確認をしますので、運転免許証、マイナンバーカード等をお持ちください。
- ・婚姻届を提出されますと、住民票の氏と本籍欄は自動的に変更されますが、住所や世帯の変更は、別に届出が必要です。

※婚姻届を提出しただけでは、住所は異動しません。
住所の異動を伴う方は、婚姻届とは別に住所異動も必要になります。

届出日(受理日)が婚姻日です。

令和 6年 4月 22日 届出

氏名は戸籍どおりに記入してください。
夫婦とも成人に達していることが必要です。

転出届をしていても、転入届をされていない場合は、転入前の住所を記入して下さい。

戸籍のとおりに入力してください。

実父母の名を記入して下さい。

養父母がいる場合は、その他欄に養父母の氏名、続柄を記入して下さい。

婚姻後の氏について、夫の氏又は妻の氏どちらを称するか選択してください。
新本籍は、届出日において存在する地番若しくは住居表示の街区番号までです。
既に戸籍の筆頭者となっている人の氏を称する場合は、新本籍を記載しないでください。

届出人がそれぞれ署名して下さい。

婚姻届

兵庫県朝来市 長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号

送付 令和 年 月 日 第 号

長 印

書類調査

戸籍記載

記載調査

調査票

附 票

住民票

通 知

夫 になる 人

妻 になる 人

あさこ せいじ 朝来 正治 氏 名 昭和 59 年 8 月 3 日 朝来市和田山町東谷 213 (番地) 1 番 号 世帯主の氏名 朝来 正治 筆頭者の氏名 朝来 一郎

わだやま はなこ 和田山 花子 氏 名 昭和 60 年 10 月 24 日 朝来市和田山東谷 213 (番地) 1 番 号 世帯主の氏名 和田山 花子 筆頭者の氏名 和田山 和夫

父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 柄

父 朝来 一郎 続柄 母 恵子 続柄 長 男

父 和田山 和夫 続柄 母 幸子 続柄 長 女

婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍

□夫の氏 新本籍(左の□の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かなくて下さい) 朝来市和田山町東谷213 (番地) 番 1

□妻の氏

同居を始めたとき

令和 元 年 5 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)

初婚・再婚の別

☑初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)

☑初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)

同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と

夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯

夫婦の職業

(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業

その他

届 出 人 夫 朝来 正治 妻 和田山 花子

署 名 印 印

事 件 簿 番 号 住 定 年 月 日 夫 年 月 日 妻 年 月 日

外国人の場合は氏名は原則として本国名(語)、
生年月日は西暦で本籍は国名を記入して下さい。

18歳以上の人にもらって下さい。
(18歳未満でも婚姻されている人は、
成年者となりますので、証人になる
ことができます。)

証 人

署 名 朝来 一郎 印 和田山 和夫 印

生 年 月 日 昭和 30 年 2 月 10 日 昭和 30 年 9 月 25 日

住 所 朝来市和田山町東谷 123 番地 4 番 号 朝来市和田山町玉置 123 番地 4 番 号

本 籍 朝来市和田山町東谷 123 番地 4 番 号 朝来市和田山町玉置 123 番地 4 番 号

連絡先
電話(123) 4567 番号
自宅 勤務先・呼出

・屋間に連絡がとれるところ。
・携帯番号でも結構です。